

別紙:サービス内容説明書

1. 介護保険給付サービス

55
R5.5.1

種類	内容	自己負担の内訳
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食事の提供に要する費用は給付対象外です) ・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 	【介護保険利用者様負担単位】 一月のご利用日数に応じて算出された合計単位数に10.33円を乗じた金額が、ご利用料金になります。利用者様はその1割もしくは2割又は3割分をご負担いただくことになります。 岐阜市地域区分(6等級)1単位=10.33円
		1日あたり・単位 要支援1 474単位 要支援2 589単位 要介護1 638単位 要介護2 707単位 要介護3 778単位 要介護4 847単位 要介護5 916単位
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツを使用する方に対しては、利用者の状況に応じて随時交換を行います。 	
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり等で座位の取れる方は機械を用いての入浴も可能です。 ・週2回の入浴または清拭を行います。 	【加算】 ・送迎加算 片道 184単位/回 ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (ケアセンター一番の路をご利用の場合のみ) 22単位/日 ・看護体制加算(Ⅲイ) (要介護の方) 12単位/日 ・看護体制加算(Ⅳイ) (要介護の方) 23単位/日 ・短期生活機能訓練体制加算 (ケアセンター花の路をご利用の場合のみ) 12単位/日 ・予短期入所生活機能訓練体制加算 (ケアセンター花の路をご利用の場合のみ) 12単位/日 ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 総単位数の8.3%/月 ・特定介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 総単位数の2.3%/月 ・介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数の1.6%/月
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止の為、出来るだけ離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は月1回実施します。 	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤のあん摩マッサージ指圧師を配置し、生活機能の維持、改善に努めます。 	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・常に入所者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。 ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 (当事業所の嘱託医師) 氏名: 渡辺英樹 診療科目: 内科 診察日: 毎週火曜日 14:00~16:00	【減算】 連続して30日をご利用した場合 減算30単位/日 【自費負担額】 ・滞在に要する費用(居室料) 1日あたり 2400円 ※滞在に要する費用について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、入所者及びそのご家族からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口)生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に要する費用 1日あたり(3食) 2250円 (朝食520円、昼食900円、夕食830円) ※食事の提供に要する費用について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付の送迎車で入退所の送迎を行います。 	1日あたり おやつ 100円

《利用者様により、介護報酬告示上の額の負担割合(1割、2割、3割)に応じた額となります》

2. 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料金
レクリエーション行事費	・当事業所では、施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。	・実費
日常生活用品費等	・ティッシュペーパーやトイレトペーパーなどで、事業所にあるものの以外のもをご希望の場合には、実費を頂きます。 ・トロミ剤が必要な方は、ご利用者様にてご手配をお願い致します。	・実費
その他の日常生活用品	・タオルセット 衣類洗濯(洗濯可能な物)、フェイスタオル、バスタオル、ハンドタオル、おしぼり	・300円/日
オムツ等	・オムツ・リハビリパンツ・パット代の料金は頂きません。	・無料

ケアセンター花の路。料金表 (指定事業所番号2170104299)

【利用料金】

単独型 従来型個室

令和5年5月1日施行

項目	介護予防短期入所生活介護		短期入所生活介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
法定利用単位数 単独型短期入所生活介護	474単位	589単位	638単位	707単位	778単位	847単位	916単位
送迎加算	片道 184単位 ※1回につき190円(1割負担の場合)						
機能訓練体制加算	12単位/日						
看護体制加算(Ⅲ)イ	12単位/日						
看護体制加算(Ⅳ)イ	23単位/日						
1日の合計単位数 (送迎加算除く)	486単位	601単位	685単位	754単位	825単位	894単位	963単位
費用総額 (小数点は切り捨て) 岐阜市の地域区分(6等級)×10.33	5,020円	6,208円	7,076円	7,788円	8,522円	9,235円	9,947円
利用者負担額/1日 (1割負担額)	502円	621円	708円	779円	852円	924円	995円
※ 利用者負担額の金額計算ルール→「利用者負担額＝費用総額－保険給付額」と計算する。 例：要介護3(1割負担)保険給付額＝8,522×90%＝7,669.8円 ・利用者負担額＝8,522－7,670＝852円							
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月間所定数単位数の8.3%をプラス。※例 要介護3 1日当たり約71円の負担(送迎加算除く)						
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	月間所定数単位数の2.3%をプラス。※例 要介護3 1日当たり約19円の負担(送迎加算除く)						
介護職員等ベースアップ等支援加算	月間所定数単位数の1.6%をプラス。※例 要介護3 1日当たり約14円の負担(送迎加算除く)						
1日利用した場合の 利用者負担額(1割負担の場合)	約563円	約697円	約794円	約874円	約956円	約1,036円	約1,116円

【その他の料金】

第4段階 (同じ世帯内に住民税課税の方)

滞在費	2,400円/日		
食費	朝食	520円/食	※3食の合計金額 2,250円
	昼食	900円/食	
	夕食	830円/食	
その他の日常生活費(タオルセット代)	300円/日	おやつ	100円/日

第3段階① (本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等80万円超120万円以下の方)

滞在費	820円/日		
食費	朝食	520円/食	※3食の合計金額 1,000円
	昼食	900円/食	
	夕食	830円/食	
その他の日常生活費(タオルセット代)	300円/日	おやつ	100円/日

第3段階② (本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等120万円超の方)

滞在費	820円/日		
食費	朝食	520円/食	※3食の合計金額 1,300円
	昼食	900円/食	
	夕食	830円/食	
その他の日常生活費(タオルセット代)	300円/日	おやつ	100円/日

第2段階 (市町村民税世帯非課税であって、年金収入等80万円以下の方)

滞在費	420円/日		
食費	朝食	520円/食	※3食の合計金額 600円
	昼食	900円/食	
	夕食	830円/食	
その他の日常生活費(タオルセット代)	300円/日	おやつ	100円/日

第1段階 (市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者)

滞在費	320円/日		
食費	朝食	520円/食	※3食の合計金額 300円
	昼食	900円/食	
	夕食	830円/食	
その他の日常生活費(タオルセット代)	300円/日	おやつ	100円/日

※その他の日常生活費(タオルセット代)は、衣類洗濯、居室用フェイスタオル、入浴時のバスタオル・タオル及びおしぼり等です。